明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報
（号外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔告示〕
○原子力災害対策特別措置法第六条の二第一項の規定に基づき、原子力災害対策指針を改正したので、同条第三項の規定に基づき公表する件（原子力規制委一一）　一
〔公告〕
諸事項
裁判所
破産、免責、再生関係　三
特殊法人等
独立行政法人国際交流基金平成二十六事業年度決算、日本放送協会入札、土地家屋調査士名簿登録等、弁理士登録・特定侵害訴訟代理業務の付記関係　四
地方公共団体
行旅死亡人関係　四
会社その他
会社決算公告　四

告示

○原子力規制委員会告示第十一号

原子力災害対策特別措置法（平成十一年法律第百五十六号）第六条の二第一項の規定に基づき、原子力災害対策指針（平成二十五年原子力規制委員会告示第一号）の全部を次のように改正し、平成二十七年八月二十六日から適用することとしたので、同条第三項の規定に基づき公表する。

平成二十七年九月十四日

原子力規制委員会委員長　田中　俊一

前文

（目的・趣旨）

本指針は、原子力災害対策特別措置法（平成十一年法律第百五十六号。以下「原災法」という。）第六条の二第一項に基づき、原子力事業者（原災法第二条第三号に規定する者をいう。以下同じ。）、指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長、地方公共団体、指定公共機関及び指定地方公共機関その他の者が原子力災害対策を円滑に実施するために定めるものである。

本指針の目的は、国民の生命及び身体の安全を確保することが最も重要であるという観点から、緊急事態における原子力施設周辺の住民等に対する放射線の影響を最小限に抑える防護措置を確実なものとすることにある。

この目的を達成するため、本指針は、原子力事業者、国、地方公共団体等が原子力災害対策に係る計画を策定する際や当該対策を実施する際等において、科学的、客観的判断を支援するために、次の基本的な考え方を踏まえ、専門的・技術的事項等について定めるものである。

・住民の視点に立った防災計画を策定すること。

・災害が長期にわたる場合も考慮して、継続的に情報を提供する体系を構築すること。

・最新の国際的知見を積極的に取り入れる等、計画の立案に使用する判断基準等が常に最適なものになるよう見直しを行うこと。

（対象）

本指針の対象は、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和三十二年法律第百六十六号。以下「炉規法」という。）に規定された原子力施設（原災法の対象となるものに限る。）の原子力災害及び核燃料物質等の輸送時の原子力災害とする。

（過去の経緯）

原子力安全委員会は、原子力発電所等の周辺における防災活動をより円滑に実施するための専門的・技術的事項として「原子力施設等の防災対策について」（以下「旧指針」という。）をとりまとめてきた。

平成二十三年三月に東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故が起こり、従来の原子力防災について多くの問題点が明らかとなった。平成二十四年三月に原子力安全委員会の原子力施設等防災専門部会防災指針検討ワーキンググループから『原子力施設等の防災対策について』の見直しに関する考え方について　中間とりまとめ」（以下「中間とりまとめ」という。）が報告された。また、国会、政府、